

大高研道氏の拙著『働くための学習－「教育基本法」ではなく「学習基本法」を』（学文社、2007年10月）への書評の問題と反問

田中萬年

大高氏の労への反駁ではなく、今後の研究に期待したいに応えるため、及び、会員に投げかけられた大きな宿題を考えて戴く時に手掛かりになると思われる反問を試みたい（太字は大高氏評）。

先ず評者は、拙著の言葉の整理が充分でないことを問題視しているが、言葉の問題は先に『教育と学校をめぐる三大誤解』に著しており、「本書は『三大誤解』の続編である」（2頁）ことを理解戴いていないのは残念である（頁は拙著）。

例えば、「教育」に代わる言葉として「エルゴ

ナジー」を提起しているとの指摘は拙著の不理解より出ている。「エルゴナジー」は「キヨウイク」のために創造した言葉であり、「教育」と“Education”を包摂し、教育学と成人教育学を包摂する概念であることを結論「『働くための学習』を支援する「エルゴナジー」」に詳述している。扉の裏に現した「『教育』関連用語の概念相関図」からも単純な代替語でないことは明確である。

また、評者は「働くこと」と「学ぶこと」を結びつけることができない要因の究明に主要な問題

関心があるとして、拙著が実践論でないことを認めているにもかかわらず、新しい言葉を提言することの実践的意義はどこにあるのかと批判していることは拙著の意図の不理解から出た評である。従って、書評の論点が以下のようにずれてしまう。

「働くこと」と「学ぶこと」を結びつけるためには、第7章「鈴木安蔵の労働権と「教育」の回避」が重要である（3頁）ことを評者は理解しようとしていない。GHQがマッカーサー草案を作成する時に参考にした鈴木が起草した「憲法草案要綱」は、「教育」を回避して労働権を強調していた。拙著の論旨として労働権の保障のためには学習が必要なことを説いている。教育の意図性を完全に排除した「学習」とは如何にして生起するのかとの評は、第7章を無視した書評だといえよう。

教育には意図性が働くため、そのような「教育」を回避する論理を構築することが拙著の意図であった。つまり、鈴木がいうように教育は中立的でない（264頁）ため、教育の解釈には議論が分かれるのであり、民主的と称していてもそれは保守から見れば“思想的”だと批判される。立場により解釈が異なるため教育は政争の具になる。政争の具になることを避けるために鈴木は「憲法草案要綱」から「教育」を回避したと考えられる。

上の評は、この2条もまた歴史的に読み取らねばならない、との宮原誠一の説をどのように理解するのかという批判につながる。筆者は宮原を否定していらず、氏の論を拙著にも引用・利用している。また、旧「教育基本法」第2条を批判していらず、評者の引用批判は読者に誤解を与えるのみである。上の批判は後学の者は先人の全ての論を前提に組み立てねばならないという研究観のように読めるが、他に意味があるのだろうか。

上の批判の問題は「教育基本法」を議論・審議した時に「教育勅語」が生きていたことを無視していることである。「教育基本法」は「教育勅語」の廃止を前提に議論されていなかった。むしろ「教育勅語」を公認して議論していた（123頁）。「教育勅語」観における「教育基本法」の教育はどのような歴史的意味になるのか問いたい。

ところが、鈴木は早くから「教育勅語」の廃止を訴え、「教育基本法」制定直後に「教育基本法」の改正について述べていた（250頁）。鈴木論と宮原論のどちらを用いるかということは著書の論旨の問題である。宮原の言葉による批判は、拙著を鈴木論により整理した論旨の評になっていない。鈴木論を用いた論理の誤りを示し、宮原論が正しいとする評者の解釈により批判すべきであろう。

さらに、教育とは学習の指導である、との勝田守一の論をどう理解するのかという批判も作為的である。筆者は勝田を否定していらず、氏の論も拙著に引用・利用している。拙著では上の論を批判していないが、鶴見俊輔の『教育再定義への試み』が成功していないことを論じている（240頁）。言葉の再定義が如何に危険を伴うかも論じている（242頁）が、何故に「教育」を学習の指導であると再定義し温存しなければならないのか問いたい。同時に評者が引用した勝田の言葉と鶴見の論旨が異なる理由を問いたい。上のような批判は読者に誤解を与えるだけの作為的な評である。

そして、拙著が制度的枠組みではなく、法解釈上の「教育」論だという評も理解できない。先に紹介したように、拙著が実践論でないことを理解した上で評だからである。制度は法令で整備されていると思うが、法令によらない公的な教育制度が有るのであろうか。法令を論じていては制度を無視しているという論拠は何か問いたい。勿論、現場の教師の実践までも法令と同じだとは考えていない。為政者とは異なる教師の「教育の性善説」（244頁）による実践があるが、その実情の解明と理論化は拙著の任ではない。

結論として、憲法解釈に限定されない…批判的創造的な検討を…期待したい、とある。憲法に限定すれば教育の研究と実践が困難と考えるなら、評者は「教育を受ける権利」をどのように捉えているのか問いたい。「教育を受ける権利」への批判を寡聞にして知らないので試論として拙著を世に問うた（2頁）。國体の護持を主張して當選した自由党議員のみが強く支持し（116頁）、天皇のご進講掛が疑問を呈した（119頁）「教育を受ける権

利」を民主的として、新たな展望を切り開く可能性を自ら閉ざしてしまったのは戦後の教育権論であったと考える。「教育を受ける権利」では真に一人ひとりの国民の発達と自立の保障が困難なことを第3章「職業的自立観を否定する「教育を受けける権利」」に詳述している（「日本の『教育を受け

る権利』の精神と問題」、「現代の理論」09年新春号に要約・紹介した）。憲法の解釈が何故に新たな展望を…閉ざしてしまうのか問いたい。

拙著が完全だとは思っていないので、拙著の意図をご理解戴き、既存の学説の殻に閉じ籠もらず、筆者が学べる学問的な批判をお願いしたい。

※本稿は『日本社会教育学会紀要』No.44（2008年度）に掲載された書評に対する、著者からの反問である。